



救護施設への入・退所に伴う 基準生活費の算定について

問 被保護者の救護施設への入・退所に伴って基準生活費を変更することとなりますが、その方法について教えてください。

答 救護施設入所者の最低生活費は、収容基準生活費、加算、施設事務費及び医療費により算定することとなります。医療費については、保護を行っている間、レセプトにより福祉事務所が支払うこととなり、特に説明の必要はないと思われまますので、ここでは特に、入・退所の際の問題となる、収容基準生活費、加算及び施設事務費の算定方法について説明します。

救護施設の入・退所の際の基準生活費の計上については、実施要領上、⑥第6-2-1(1)イ、⑥第6-2-1(1)ウ及び⑥第6-2-1(4)一に示されています。

まず、⑥第6-2-1(1)ウでは、救護施設に入所した場合の収容基準生活費は入所した日から、退所の日まで計上することとされています。

次に、⑥第6-2-1(1)イでは、同一月において、収容基準生活費と居宅基準生活費を合わせて計上する場合には、収容基準生活費が計上される期間の初日または、末日を含めた日数に応じて、居宅基準生活費を計上することとされています。

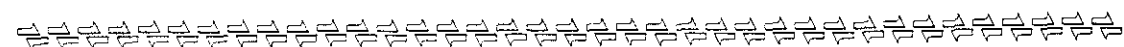
また、⑥第6-2-1(1)クでは、救護施設に収容されているものが入院した場合、入院した日から入院患者日用品費を計上することとされています。

なお、基準生活費、日用品費を計上するにあたっては、いずれの場合にも冬季加算が含まれるので注意が必要です。

そこで、被保護者が救護施設に入所した場合の基準生活費の算定について、具体的に説明することとします。まず、月の初日に入所したのであれば、⑥第6-2-1(1)ウ及び⑥第8-2-1(4)エにより、初日から収容基準生活費、加算及び施設事務費を計上することとなります。月の途中で入所したのであれば、その月の基準生活費は、⑥第6-2-1(1)ウにより、入所した日を含む日数分の居宅基準生活費と、入所した日を含む日数分の収容基準生活費の各々を日割計算した額の合計となります。

その被保護者が、加算を計上されている者であれば、入所した日から、加算は在宅基準から入所基準へと変更しなければなりません。

⑥第6-2-1(2)イイ、⑥第6-2-1(2)ウウ及び⑥第6-2-1(2)エエでは、同一の月に居宅基準生活費と収容基準生活費を



合わせて計上する場合においては、収容基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上することとされているので、当該月の加算については、入所した日を含まない日数分の在宅基準の加算額と、入所した日を含む日数分の入所基準の加算額の各々を日割計算した額の合計となります。

その結果、当該月の基準生活費の計上において、入所した日の生活費については、重複することとなりますが、一方加算の計上は、重複しないこととなります。

基準生活費を重複して計上することについては、収容基準生活費は施設長に対して支払われ、被保護者本人には現金支給されないこと、また、入所日においては、施設（現物給付）及び被保護者本人の双方に現実の需要が生じ得ることなどからこのような取扱いを行っているものです。

施設事務費については、昭和四十八年五月二十六日社発第四九七号次官通知により、月の初日に入

所している者について計上することとされているため、実施要領上は⑥第8-2-1(4)エにより、月の途中で入所したもののについては、その月は計上する必要はなく、翌月の初日から計上することとなります。（初日に入所する場合は当該月に計上することとなります）

月の途中で入所した場合、すでに居宅、あるいは、入院中における一か月分の扶助費が前渡されていることとなりますが、この場合の事務取扱については、「生活と福祉」昭和五十四年三月号相談室及び別冊問答集一九九三年度版④四一〇に詳細に説明されていますので参考にしてください。

被保護者が退所した場合の基準生活費及び加算の計上については、入所の際と考え方は同じです。つまり、月の途中で退所する場合、収容基準生活費と、居宅基準生活費又は日用品費は、結果的に一日重複して計上することとなり、加算の計上については、重複しないこととなります。また、施設事務費については、⑥第8-2-1(4)エにより、月を単位として計算することとされているので、月の途中で退所した場合でも、日割計算することなく、その月には全額計上し、翌月の初日から計上しないこととなります。ただし、救護施設入所中の被保護者が、入院した場合には、昭和五十三年四月一日付社発第六十四号社会局長通知により、三か月以内に退院することが見込まれ、再び入院前に入所していた救護施設に入所する以外に全く途がないものについては、三か月以内に限り施設事務費を支出して差し支えないこととなっていますので、その間は、施設事務費を計上することとなります。

前渡されている扶助費の事務取扱についても、入所の際と同様ですが、退所に伴い扶助費を返還させる場合には、法第六十三条による返還の対象に施設事務費は含まれないので注意が必要です。

以上、施設入所者の最低生活費の算定について、説明してきましたが、入・退所の際の事務取扱について考えてみると、前渡され

ている扶助費の調整方法は、個々の被保護者の状況に応じた取扱いができることとなっています。ケースワーカーは、個々の被保護者の状況に応じて判断する必要があります。これはもちろんですが、その際には、単に変更処分の起案を通じての査察指導員への報告ではなく、変更処分の事由が生じたときに査察指導員に報告し、その事務取扱について、指示を受けることも必要かと思われます。

水脈執筆（順不同）

- 厚生省社会・援護局 監査指導課長 佐々木典夫
- 鳥取県米子市福祉事務所 所長 佐々木 亮
- 中央共同募金会 常務理事 西澤 秀雄
- 東京都社会福祉協議会 事務局次長 小島セツ子